最終更新日:2015年9月11日

宮地エンジニアリンググループ株式会社
代表取締役社長 青田 重利
問合せ先:03-5649-0111
証券コード:3431
http://www.miyaji-eng.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主をはじめとするステークホルダーに対する経営責任と説明責任を明確にするとともに、コンプライアンス・リスク管理体制を整備・適切に運用して、適正、健全かつ効率的な経営体制を確立することにより、グループの持続的成長と企業価値の最大化を目指して、グループの持株会社として事業子会社の事業活動を統括・管理することを、コーポレート・ガバナンスの基本的な方針・目的としており、重要な経営の課題として認識し、これを達成するため現状の体制を採用しております。
当社グループは、監査役制度を採用しております。当社の監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧しております。また、取締役や会計監査人から報告・説明を受け、取締役の職務執行を監視するなど公正で厳格な監査ができる体制を整えております。
なお、本年6月26日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役を2名選任し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,271,458	4.73
山内正義	2,908,000	4.20
明治安田生命保険相互会社	2,666,725	3.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,353,000	3.40
宮地取引先持株会	1,798,000	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,689,000	2.44
新日鐵住金株式会社	1,578,000	2.28
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,280,245	1.85
RBC ISB A/C LUX NON RESIDENT/DOMESTIC RATE	961,000	1.39
株式会社三井住友銀行	947,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石崎　浩	他の会社の出身者											
森岡俊行	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石崎　浩	○	―――	当社グループの主力製品である鋼構造物に関する相当程度の知見を有しており、国内外での専門知識、経験などを当社および当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化・向上と一層の経営体制強化に活かしていただけると判断したため選任しております。 また、独立役員の属性等について独立性が確保されており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
			国内外での専門知識、経験などを当社および当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の強化・向上と一層の経営体制強化に活かしていただけると判断したため選任しておりま

森岡俊行	○	―――	す。 また、当社取引先金融機関の出身者ですが、既に退職後12年以上経過していることから、出身会社の意向に影響される立場にはありません。当社は同行を含め複数の金融機関と取引しており、また当社株式を10%以上所有する主要株主にも該当していないことから、独立性を損なうものではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社グループは、業務執行から独立した立場で内部監査を実施する内部監査室（当社3名、宮地エンジニアリング株式会社3名）を設置しております。当社の内部監査室は、監査役および主要事業子会社の内部監査室ならびに会計監査人と緊密な連携をとり、グループ全体の業務遂行、内部統制、コンプライアンス・リスク管理状況の監査を定期的に実施し、結果を取締役会および監査役などに適宜報告しております。
また、当社グループは、監査役制度を採用しております。当社の監査役会は監査役3名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。各監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、定例取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧しております。また、取締役や会計監査人から報告・説明を受け、取締役の職務執行を監視するなど公正で厳格な監査ができる体制を整えております。監査役は、会計監査人による会計監査に立ち会うなど連携をとり監査の充実を図っております。また、監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大塚正民	弁護士													
成瀬　進	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚正民	○	―――	弁護士および公認会計士の資格を持ち、国内外での専門知識、経験などから、当社およびグループ内の違法行為・反倫理的行動に対するチェック機能を強化・向上させるとともに、監査業務の独立性・透明性の向上に資するため選任しております。 また、独立性の判断基準のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
成瀬　進	○	―――	国内外での豊富な経験と幅広い知識を活かし多様な視点から、当社およびグループ内の違法行為・反倫理的行動に対するチェック機能を強化・向上させるとともに、監査業務の独立性・透明性の向上に資するため選任しております。 また、独立性の判断基準のいずれにも該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社グループでは、役員報酬について業績連動型報酬制度などについて調査・検討中であり、導入しておりませんが、現在のグループ業績を勘案し、グループすべての役員について相当額の報酬減額を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当連結会計年度における取締役(5名)の報酬等の総額は19,800千円、監査役(4名)の報酬等の総額は11,916千円であります。また、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。このうち、社外監査役に対する報酬等の総額は2名7,200千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、同一階層の会社の一般例、従業員の給与水準との均衡、経営の一般状況等を総合的に考慮の上決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役が求めた場合、監査役の職務を補助するスタッフを配置するとともに、必要に応じて「内部監査室」を中心に関係部門がサポートすることといたしております。
また、取締役および使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。さらに、取締役および使用人は、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為について遅滞なく報告することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の取締役会は、8名で構成され、監査役3名も法令に基づいて出席しております。取締役会は、原則月1回の定期開催のほか、必要に応じて、適宜臨時に開催しております。取締役会は、グループ内の最高意思決定機関として、グループ経営に係る最重要案件の審議・決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。
主要事業子会社は、執行役員制度を採用し、経営の意思決定と業務執行の分離により、権限・責任の明確化および意思決定の迅速化を実現しております。
当社は、グループ全体の計画を策定し、これに基づき各事業子会社は、個別の計画および具体的な年次の目標・行動計画・予算を策定し、それに基づく月次・四半期業績管理を実施しております。
当社の会計監査業務を執行した公認会計士は本橋隆夫氏、南泉充秀氏および臼田賢太郎氏であり、東陽監査法人に所属しております。
また、監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、その他2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、経営の意思決定機能と、各グループ会社を含めた業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役3名中の2名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しています。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考え、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っておりましたが、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努め、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、新たに社外取締役を2名選任し、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月８日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	主に会社概要・グループ構成、経営方針・コンプライアンス（企業行動憲章）、財務情報（決算短信およびその他開示書類、有価証券報告書・四半期報告書）などをホームページで掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「企業行動憲章」、「行動規範」、「内部者情報管理規程」等において、「企業情報・財産の適切な管理・開示」、「適切な会計処理」、「法定情報の適時・適正開示」、「インサイダー取引の防止」等を定め、その周知徹底に努めるとともに、報告書、中間報告書、プレスリリースなどにより、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを図り、会社経営状況、企業活動全般について社会が必要とする情報の適時・適切・公正な開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

▪内部統制システムに関する基本的な考え方
当社は、「法令等遵守（コンプライアンス）体制」、「リスク管理体制」を核とし「情報の保存▪管理体制」、「職務の執行の効率性を確保するための体制」、「当社グループの業務の適正性を確保するための体制」、「監査役の監査の実効性を確保する体制」を含む、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針の取締役会決議に従い、また、事業子会社においても、当社取締役会決議に基づき同様な内部統制システムの整備に関する基本方針に従い内部統制の整備に取り組んでおります。
発注者をはじめ各ステークホルダーから信頼される企業グループとして、安全で優れた製品▪施工・サービスの提供への取り組みを一層強化し、健全な企業の発展に努めております。
また、持株会社体制を採っている当社は、事業子会社についての状況を把握し、グループの管理を行っており、説明責任も併せておっております。
▪内部統制システムの整備状況
⑴コンプライアンス・リスク管理に関する重要問題を審議する「グループコンプライアンス・リスク管理委員会」の設置、⑵グループ企業行動憲章・行動規範▪独占禁止法遵守マニュアルなどの制定、⑶業務執行部門から独立した内部監査室の主要事業子会社への設置、⑷社内▪社外（弁護士）の2つの通報相談窓口を持つ「内部通報制度」の設置、⑸コンプライアンス・リスク管理教育の実施、⑹主要事業子会社での災害対策本部、ISO推進委員会の設置など、グループをあげてコンプライアンス・リスク管理体制の整備・強化を推進し、市場と社会から信頼される企業グループを目指しております。
また財務報告の信頼性を確保するための内部統制を確実に実行するため、その有効性を評価するための基本方針▪計画▪業務プロセス文書に基づく、業務執行部門による自己点検、内部監査室のモニタリングによる検証、評価、改善を行うことにより、グループを挙げてコンプライアンス・リスク管理体制の整備▪強化を推進し、市場と社会から信頼される企業グループを目指しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

▪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、グループ企業行動憲章▪行動規範において、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを明確に定めており、社員に周知徹底しております。
▪反社会的勢力排除に向けた整備状況
総務部が担当となり定期的に外部専門機関ほかとの情報交換会に出席するなど、情報収集に努めており、被害防止に役立てております。
また、不当な要求を受けるなどの事案が発生した場合には、外部専門機関▪顧問弁護士と連携して対応する体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策にはさまざまなものがありますため、当社といたしましては、それらの適合性や有効性を慎重に調査する必要があるものと考えており、今後その適否について鋭意検討してまいりますが、最終的には、株主の皆様のご判断に委ねられるべき事項と考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。
当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢としています。
1　決定事実に関する情報
決定事実に関する情報は、定例取締役会、必要に応じて開催される臨時取締役会、その他重要な会議において決定した事実に対して、株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則他法令に基づき適時開示を行っています。
2　発生事実に関する情報
発生事実に関する情報は、発生した事象に係る所管部署が、取締役会等に報告を行います。この情報について、適宜、会計監査人、顧問弁護士に助言・指導を受けながら、情報取扱責任者を中心に総務部、経理部において適時開示の必要性の有無を検討しています。
適時開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会での決議を受けた後、遅滞無く適時開示を行っています。
3　決算に関する情報
決算に関する情報は、適宜、会計監査人に助言・指導、監査を受け、取締役会において決定し、適時開示を行っています。
4　子会社に係る情報
当社は、持株会社としてグループの統括・管理を行っています。
事業子会社の取締役会等重要な会議での決定事項ならびに外的要因による事象の発生については、情報管理部門から当社総務部または経理部に報告が行われ、社内規則で定める基準に則り、当社においても取締役会等で決定、もしくは報告が行われています。
事業子会社に係る情報は、適宜、会計監査人、顧問弁護士に助言・指導を受けながら、情報取扱責任者を中心に総務部、経理部において適時開示の必要性の有無を検討しています。
適時開示基準に該当する会社情報は、原則として取締役会での決議を受けた後、遅滞無く適時開示を行っています。

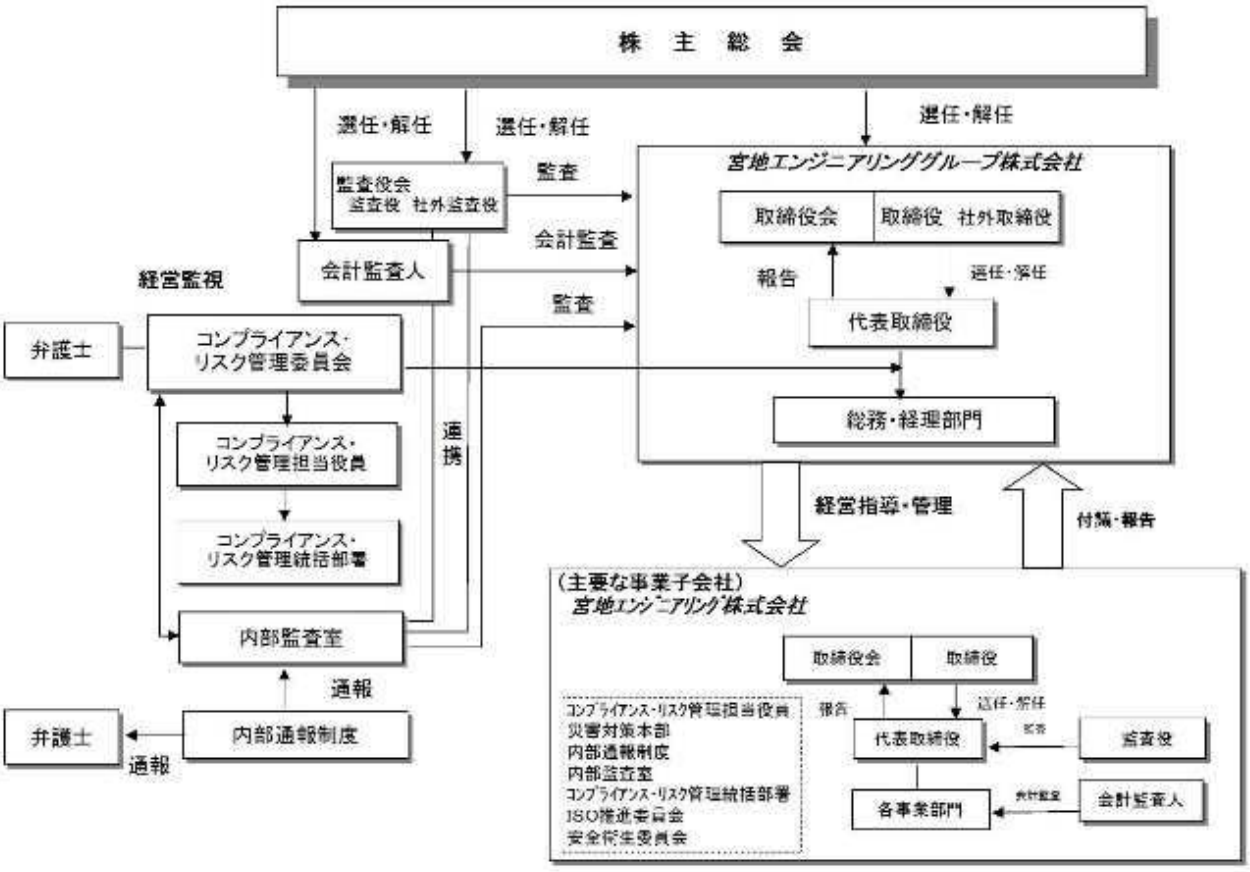
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
監査役会
監査役　社外監査役
監査
会計監査人
会計監査
監査
経営監視
弁護士
コンプライアンス・
リスク管理委員会
コンプライアンス・
リスク管理担当役員
コンプライアンス・
リスク管理統括部署
内部監査室
連携
通報
弁護士
内部通報制度
通報
宮地エンジニアリンググループ株式会社
取締役会
取締役　社外取締役
報告
選任・解任
代表取締役
総務・経理部門
経営指導・管理
付議・報告
（主要な事業子会社）
宮地エンジニアリング株式会社
取締役会
取締役
報告
選任・解任
代表取締役
監査
監査役
各事業部門
会計監査
会計監査人
コンプライアンス・リスク管理担当役員
災害対策本部
内部通報制度
内部監査室
コンプライアンス・リスク管理統括部署
ISO推進委員会
安全衛生委員会